名寄市交通安全計画

令和 9 年度 ～ 令和 13 年度

（ 第 12 次 ）

名寄市

（令和 9 年●月改定）

目　　次

第１章　交通安全計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　１　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　３　計画の期間　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　道路交通事故の現況と展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　１　道路交通事故の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　２　道路交通を取り巻く状況の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第３章　交通安全対策の今後の方向と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　１　交通安全対策の今後の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　(1)高齢者及び子どもの安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　(2) 飲酒運転の根絶　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　(3) 歩行者、自転車及び新たなモビリティの安全確保　・・・・・・・６
　　(4) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・６
　　(5) 交通安全教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　(6) 安全運転の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　(7) 効果的な指導等の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　(8) 市民参加型の交通安全活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・７
　　２　名寄市交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第４章　講じようとする施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　１　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備　・・・・・・・・・・・・・８
　　(2) 高齢者等の移動手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　(3) 災害に備えた交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　(4) 効果的な交通規制の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　(5) 地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備　・・・９
　　(6) 自転車利用環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２　交通安全思想の普及徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進　・・・・・・・・・・・・10
（2）運転者教育等の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（3）交通安全に関する普及啓発活動の推進　・・・・・・・・・・・・13
（4）交通安全に関する民間団体等の主体的な活動の推進　・・・・・14
（5）市民の参加・協働の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３　事業用自動車の運転者教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・15
４　交通の指導等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
５　冬道における交通安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（1）冬道の道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（2）冬季の安全運転等の普及　・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
６　踏切道の交通安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
７　救急・救助体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（1）救急・救助体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（2）救急関係機関との協力体制の確保等　・・・・・・・・・・・・・17
（3）救命講習等の普及啓発活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・17
８　交通事故被害者の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（1）自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策　・・17
（2）交通事故被害者対策の充実・強化　・・・・・・・・・・・・・・17



令和8年4月10日　交通事故ゼロを目指す全国一斉「旗の波運動」

第１章　交通安全計画について

１　計画の基本的な考え方

名寄市における交通安全施策を展開するに当たっては、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案すると、究極的には交通事故のない社会を目指さなければなりません。

「人優先」の交通安全思想を基本とし、道路交通において自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、特に高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保するため、あらゆる安全施策を講ずる必要があります。

また、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による交通事故対策は喫緊の課題であり、高齢化の進展に伴い生じうる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していく必要があります。加えて、高齢化が進展していく中で、高齢になっても安全に移動できる社会、さらには年齢や障がいの有無等に関わりなく安全・安心に暮らすことができる「共生社会」の構築が求められています。

このような観点から、「交通社会を構成する人」、「車両等の交通機関」及び「それらが活動する場としての交通環境」という三つの要素について相互の関連を考慮するとともに、新たなモビリティの普及や交通ルールの改正といった環境変化にも的確に対応しながら、官民一体となって本市の実態に即した施策を強力に推進することを基本とし、交通安全に関する施策の大綱として「名寄市交通安全計画」を定めます。

２　計画の位置づけ

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 26 条に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、名寄市における交通安全に関して、国及び北海道に準じた施策とともに、名寄市の地域特性に応じた施策を実施することを目的として策定する市町村交通安全計画です。

また、本市の最上位計画である「名寄市総合計画」や関連する諸計画と整合を図るとともに、各関連施策と連携しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するものです。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和９年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

第２章　道路交通事故の現況と展望

１　道路交通事故の現況

北海道の交通事故による 24 時間死者数は、昭和 46 年に 889 人を数え「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、車両の安全性能の向上や道民の交通安全意識の浸透などにより、以降は着実に減少に向かっています。令和 6 年には記録が残る昭和 22 年以降最少の 104 人となるとともに、第 11 次交通安全計画の最終年である令和 7 年中の死者数は 129 人となり、令和 7 年までに 24 時間死者数を 134 人以下とする目標を達成しました。

また、近年の交通事故件数と負傷者数については、平成 12 年をピークに減少傾向にあり、令和 7 年の発生件数は 8,475 件、負傷者数は 9,827 人となり、ピーク時の約 4 分の 1 に減少しています。

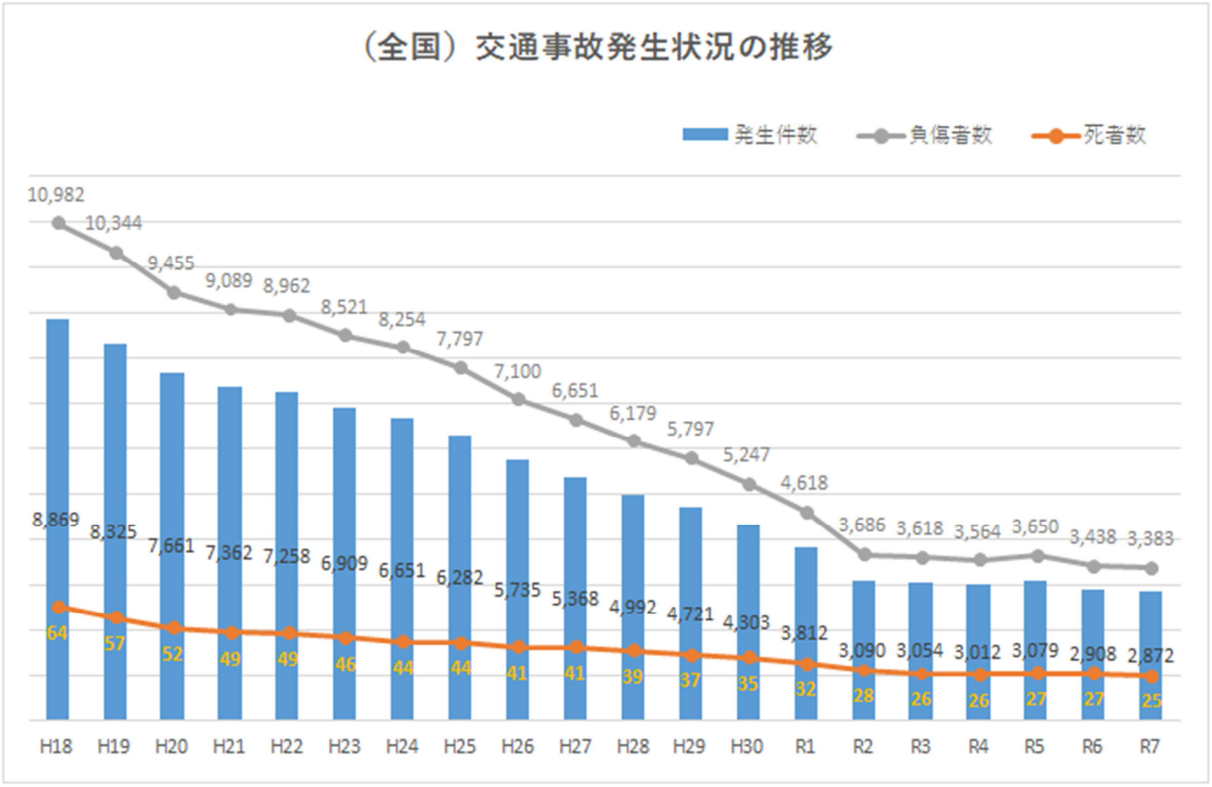
本市における過去最悪の記録は、発生件数・負傷者数が昭和 45 年の 202 件・301 人、死者数は昭和 47 年及び 48 年のそれぞれ 8 人でしたが、官民一体となった継続的な交通安全活動や道路交通環境の整備により事故は減少傾向をたどり、平成 21 年以降、発生件数と負傷者数は年間 50 人以下の水準を維持しています。近年の発生件数も 20 件前後で推移しており、令和 7 年中の発生件数は 20 件、負傷者数は 24 人となっています。

また、本市の交通事故死者数については、長年にわたり交通死亡事故ゼロを継続（令和 3 年 10 月に連続 1,000 日達成）してきましたが、令和 5 年中に 1 件の交通死亡事故が発生し、連続ゼロ記録が途絶える大変痛ましい結果となりました。全道的に見ても依然として極めて死亡事故の少ない良好な交通安全水準を維持していますが、決して油断できる状況にはなく、悲惨な事故を根絶するためのたゆまぬ努力が求められます。

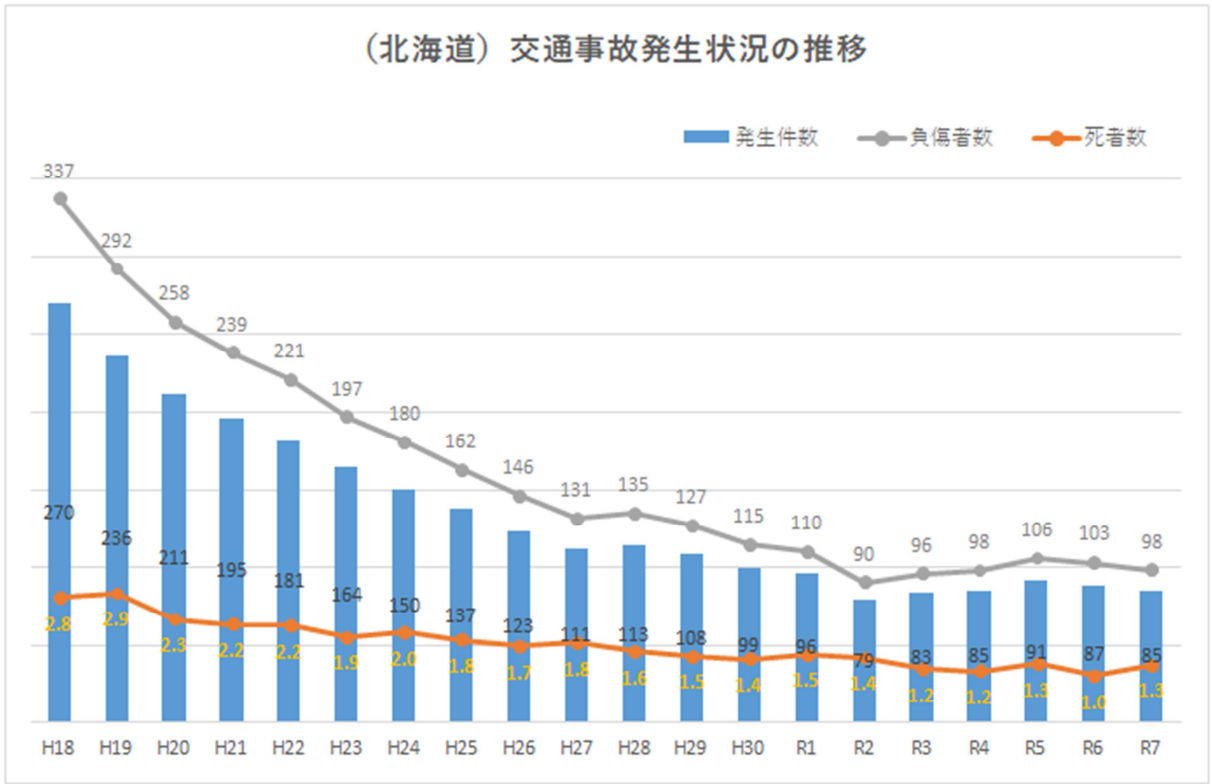
名寄市内の交通事故の特徴としては、依然として交差点やその付近での出会い頭の事故等が多く、事故原因別では、安全不確認、前方不注意、操作不適等を含む「安全運転義務違反」が多数を占める傾向が続いています。これらは、運転者のわずかな気の緩みのほか、高齢化に伴う認知・判断の遅れや、積雪寒冷地特有の冬期の路面凍結によるスリップ等が複雑に影響しているものと考えられ、本市の地域特性を踏まえたきめ細かな対策が引き続き重要となっています。

【全国・北海道・名寄市における交通事故の推移（人身事故）】

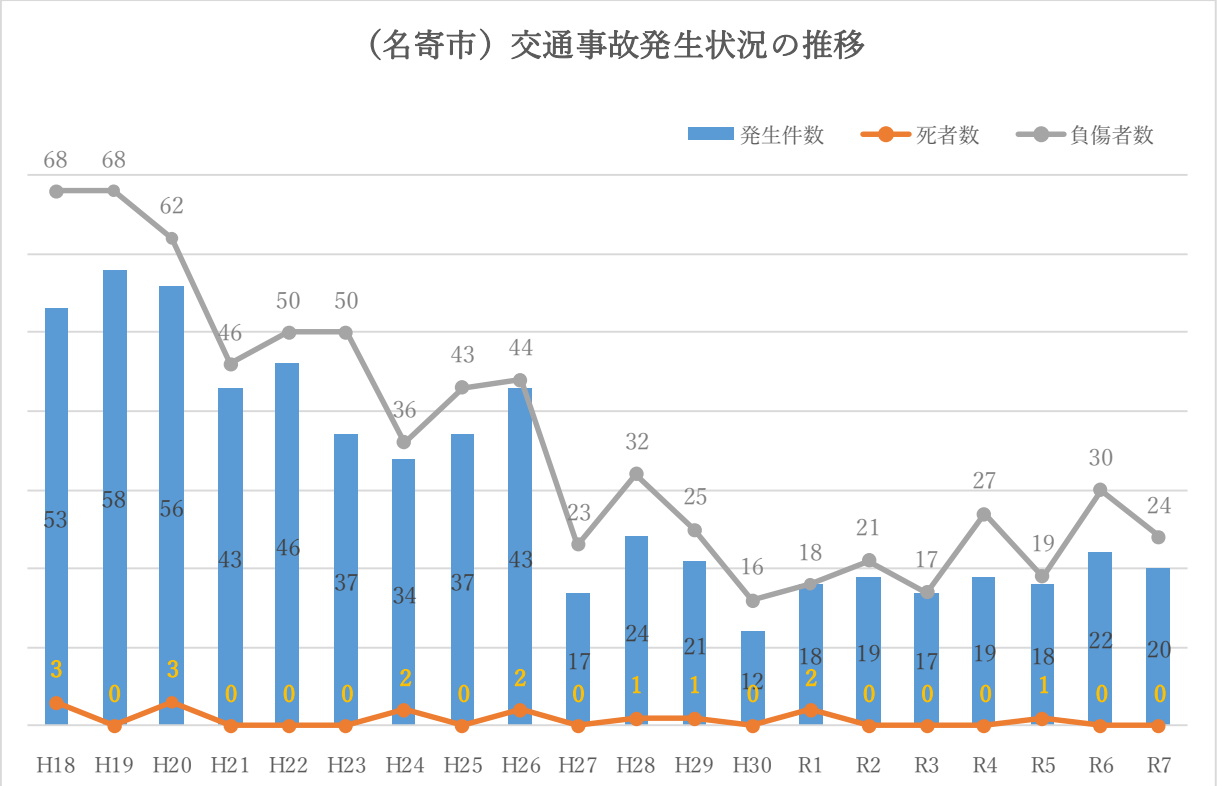
（単位：百件・百人）



（単位：百件・百人）



（単位：件・人）



※交通事故統計により、「死者」とは交通事故によって発生から 24 時間以内に亡くなった人をいう。

2　道路交通を取り巻く状況の展望

今後の道路交通を取り巻く状況を展望すると、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢の運転免許保有者の増加は、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられます。本市においても、都市部と比較して鉄道輸送等の公共交通手段が限られており、通院や買い物などの日常生活における高齢者の移動手段として自動車に大きく依存せざるを得ない状況となっています。

また、少子高齢化の進展に伴い、地域の交通安全活動を支える担い手の不足が懸念されています。さらに、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）をはじめとする新たなモビリティの普及や、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の導入、生活道路における法定速度（30km/h）の引き下げなど、交通ルールや制度が大きな転換期を迎えています。加えて、労働力不足を背景とした外国人労働者の増加等に伴い、日本の交通ルールに不慣れな外国人に対する安全対策も新たな課題として生じています。

こうした複雑かつ急激な環境変化に的確に対応していくことが求められており、本市における道路交通事故をめぐる状況は、依然として予断を許さない厳しい状況が続くものと予想されます。

第３章　交通安全対策の今後の方向と目標

１　交通安全対策の今後の方向

運転者の高年齢化や新たなモビリティの普及など、急激に変化する交通環境に的確に対処していくため、名寄市交通安全条例の理念に基づき、交通事故のない安全な社会の実現に向け、事故の実態に即した市民参加と協働による諸対策を積極的に推進していく必要があります。

また、交通安全対策の推進に当たっては、事故防止対策の充実による事故発生の抑制はもちろんのこと、死者数及び重傷者数の確実な抑止を図ることが不可欠です。

このため、これまでの交通安全対策を基本としつつ、最新の事故実態等を踏まえた効果的な対策への改善を図ります。さらに、高齢者、児童・生徒などの交通弱者や交通事故被害者等の立場に深く留意するほか、積雪寒冷地である本市の地域事情にも十分配慮した交通安全施策を、関係機関・団体との密接な連携の下に実施することが重要です。

これらを踏まえ、今後の経済社会情勢や交通情勢の大きな転換を見据え、本計画では特に次のような視点を重視し、総合的に施策の推進を図るものとします。

(1)　高齢者及び子どもの安全確保

高齢社会の進展に対応した高齢者の交通事故防止対策として、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうため、老人クラブや関係団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育の拡充に努めます。

加えて、高齢者をはじめとする交通弱者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、通院や買い物など日常生活を支えるデマンド交通やバス路線等の維持確保に努めます。

一方、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守る対策が不可欠であり、通学路等の危険箇所の改善や、歩道等の歩行空間を通年で確保（除排雪等）するなど、交通環境の整備を推進します。

(2) 飲酒運転の根絶

道内において、平成 26 年・27 年に飲酒を伴う重大な事故が相次いだことを契機として制定された「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の基本理念に基づき、道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い規範意識を持つことが求められています。

この条例に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他関係機関の連携協力の下、飲酒運転の危険性に関する知識の普及や、ハンドルキーパー運動の推進など、社会全体で飲酒運転を根絶するための環境づくりを推進します。

(3) 歩行者、自転車及び新たなモビリティの安全確保

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保するため、人優先の考えの下、歩行空間の整備を進め、歩行者保護意識の徹底を図ります。

自転車については､交通事故の被害者にも加害者にもなり得ることから、交通反則通告制度（青切符）の導入を踏まえた交通ルールの遵守、全年齢を対象とした乗車用ヘルメットの着用促進、及び自転車損害賠償保険の加入促進に向けた啓発を推進します。

さらに、自転車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）をはじめとする新たなモビリティの利用者に対して、正しい交通ルールやマナーの周知を図ります。

(4) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、道路案内板や危険箇所を周知する看板の設置を進めるほか、令和 8 年 9 月から施行される生活道路における法定速度（30km/h）引き下げの周知に努めます。

また、横断歩道や信号機等、必要な交通安全施設の整備について、北海道公安委員会や道路管理者への積極的な要請活動を推進し、地域住民の安全に寄与する交通環境の整備に努めます。

(5) 交通安全教育の推進

人命尊重の理念の下に、市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通社会の一員としての責任を持ち、交通ルールの遵守と交通マナー実践の習慣付けに向けた教育・啓発活動に努めます。

また、幼児から成人に至るまでの発達過程や、高齢者、障がい者等の特性を考慮した参加・体験・実践型の教育を推進します。

(6) 安全運転の確保

最近の交通事故の傾向等を踏まえ、各事業所の運転者による交通事故を防止するため、安全運転管理者等と連携した事業所訪問などの啓発活動を実施し、安全意識の向上に努めます。

(7) 効果的な指導等の実施

歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、名寄市交通安全指導員会を中心とした街頭指導やパトライト監視等の強化に努めます。

また、地域の見守り活動等を通じ、児童生徒の安全・安心な登下校を支援します。

(8) 市民参加型の交通安全活動の推進

交通安全運動の趣旨、実施期間、運動の重点等を広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実発展を図ります。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる町内会や民間団体等の自主的な交通安全活動を支援するとともに、活動の担い手不足を見据え、交通安全の取組を着実に次世代へつないでいくための幅広い年代の参画を促します。

2　名寄市交通安全計画における目標

「交通事故のない社会」を実現することが究極の目標であり、これは 24 時間交通事故死者数のみならず、道路交通に起因する全ての死傷者数及び交通事故そのものを根絶することを意味しています。

本計画における最優先の目標は、かけがえのない市民の命を守るため、交通死亡事故の発生を完全に抑止し「死者数ゼロ」を継続することです。

さらに、死亡事故ゼロの継続にとどまることなく、関係機関・団体や市民との協働により、事故そのものの発生や負傷者数についても着実な減少を目指し、より安全で安心な交通社会の実現に向けて積極的に施策を推進します。

【目標】

●２４時間交通事故死者数ゼロを目指す。

●年間死傷者数減少を目指す。

第４章　講じようとする施策

1　道路交通環境の整備

道路交通事故は、道路や交通の状況に加え、運転者の状況等が複雑に絡み合って発生します。

交通環境の整備に当たっては、生活の利便性向上の観点に加えて、「人優先」の確固たる視点を持ち、歩行者等の安全確保に向けた対策を実施する必要があります。

(1)　人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア　生活道路における交通安全対策の推進

子どもや高齢者などが安全に歩行できる道路空間の確保を推進するとともに、令和８年９月から施行される生活道路における法定速度（30km/h）引き下げの周知に努めます。

イ　通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携・協働し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を継続して推進します。

ウ　高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

誰もが移動に支障を感じることなく安全に利用できる交通環境を確保するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、段差や傾斜等の改善を図るなど、歩行空間の整備を推進します。

(2)　高齢者等の移動手段の確保

高齢者等の移動手段を確保するため、通院や買い物など日常生活を支えるデマンド交通や既存のバス路線等の維持・確保に向けた取組を推進します。

(3)　災害に備えた交通環境の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保します。

また、災害発生時においても安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを維持するため、橋梁の点検補修や道路法面（のりめん）等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

(4) 効果的な交通規制の推進

交通事故が多発している場所のほか、市民が危険と感じている場所等について、北海道公安委員会や道路管理者に対し、交通安全施設（信号機、横断歩道等）の整備や速度規制等の効果的な措置について積極的な要望活動を実施します。

(5) 地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路利用者の視点を生かすことが重要であることから、地域住民の参加による交通安全施設の点検等を積極的に推進するとともに、道路利用者からの意見を施策に反映できるよう努めます。

(6) 自転車利用環境の整備

自転車や歩行者、自動車の交通量に応じた自転車歩行者道等の整備に努め、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された安全で快適な通行空間の確保を図ります。

2　交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、人命尊重という理念の下に、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を思いやり他の人々や地域の安全にも貢献できる「良き社会人」を育成する上で、極めて重要な意義を有しています。

市民が交通安全意識を向上させ、正しい交通ルール・マナーを身に付けるためには、これを成長過程に合わせた「生涯にわたる学習」として推進していく必要があります。

このため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施するほか、急速に高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の維持・向上を図るとともに、他の世代が高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を推進します。

また、自転車を利用する機会の多い児童・生徒や学生に対しては、交通社会の一員であることを自覚させ、自転車の反則金制度（青切符）の導入等による新たな交通ルールの理解や、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含む多様なモビリティに関する安全意識・交通マナーに係る教育を推進します。さらに、近年増加している外国人労働者等に対しても、日本の交通ルールの理解を深めるための支援に努めます。

こうした交通安全教育や普及啓発活動については、国、北海道、警察、本市、学校、関係機関・団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、相互に緊密な連携を図りながら、地域ぐるみの活動として推進します。

市民が交通安全の重要性を十分認識し、安全な交通行動を自ら実践できるよう、必要な情報の提供、参加・体験・実践型の講習の実施、交通安全指導員や教職員等の指導力の向上、民間指導者の育成及び教育機材等の充実に努めます。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を育成するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とします。

このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても、日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性についての啓発を推進します。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うものとします。これらを効果的に実施するため､紙芝居や視聴覚教材等の活用や親子での実習など、分かりやすい指導に努めます。

また、保護者と一緒になった交通安全講習会等を計画的・組織的に実施する、幼児交通安全教室「こぐまクラブ」等の活動の充実・強化を図ります。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路や交通の状況に応じて安全に道路を通行するため、危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高めることを目標とします。

このため、児童の学年に応じた手法により、歩行時の心得や自転車の正しい乗り方について指導します。

加えて、関係機関等と連携を図り、小学校において行われる交通安全教育の支援や、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

ウ　中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する際は思いやりを持ち、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

このため、中学生の関心及び理解力を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、自主的に技能及び知識を習得する意識を高めるための啓発に努めます。

加えて、関係機関等と連携を図り、中学校において行われる交通安全教育の支援や、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

エ　高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自動車等の運転免許を取得できる年齢に達することから、交通社会の一員として責任を持って行動できるようにすることを目標とします。

このため、高校生の通行態様に関連した交通事故統計や身近な交通事故例等を用いるなど、高校生の関心や理解力を踏まえた交通安全教育の機会の確保に努めます。

加えて、関係機関等と連携を図り、高等学校において行われる交通安全教育の支援や、高校生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

オ　成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能（特に危険予測・回避能力）の向上、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さに対する理解を深め、交通安全意識と交通マナーの向上を図ることを目標として推進します。

カ　高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路や交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的な技能及び交

通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

このため、町内会や老人クラブ等の関係団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

キ　障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者は、子どもや高齢者とともに交通弱者の立場にあり、障がいの特性等に起因する交通事故を未然に防止することが重要です。

このため、障がい者に対する交通安全教育については、交通行動における不安や危険を解消するとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得できるよう、地域における福祉活動の場を利用するなど、障がいの状況に応じたきめ細かい指導に努めます。

ク　外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対する交通安全教育は、就労や居住等により増加している外国人に対して、日本の交通ルールやマナー、特に母国の交通ルールとの違い等を正しく理解させるとともに、歩行者や自転車の利用者、さらには自動車等の運転者として、安全に道路を通行するために必要な知識を習得させることを目標とします。

このため、警察等の関係機関や外国人材を受け入れる企業・団体等と連携を図り、多言語による啓発資料の活用や、外国人の文化や言語の違いに配慮した分かりやすい交通安全教育の推進に努めます。

(2)　運転者教育等の充実

ア　二輪車(自転車含む)安全運転対策の推進

自転車や特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含む二輪車運転者に対する教育体制の整備等を促進し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた教育の充実に努めます。

また、改正道路交通法に基づく、すべての年齢層を対象とした自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化の周知を図り、着用の促進に努めます。

イ　高齢運転者対策の充実

関係機関と連携し、体験型を交えた高齢者講習等を通じ、高齢者の身体的な変化を踏まえた適切な指導を推進し、運転に不安を感じる高齢者に対しては、運転免許の自主返納制度の周知などに努めます。

ウ　全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシート等の必要性と効果について広く周知し、着用率の向上と正しい着用の徹底を図ります。

特に、依然として着用率の低い後部座席におけるシートベルトの着用を推進するため、関係機関等と連携し、各種講習や交通安全運動等あらゆる機会を通じて、積極的な普及啓発活動を展開します。

エ　飲酒運転根絶に向けた意識の確立

飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨な実態を周知するため、交通安全教育や広報啓発など､飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進します。

また、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等と緊密に連携して、地域や職域における飲酒運転根絶の取組を進め､「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という規範意識の定着・拡大を図ります。

オ　妨害運転及び「ながら運転」等の危険運転の防止

重大な交通事故に直結する妨害運転（あおり運転）や、スマートフォン等の使用及びカーナビゲーション装置の画像を注視しながらの運転（ながら運転）の危険性及び悪質性について、各種講習等のあらゆる機会を通じて周知に努めます。また、相手の立場を思いやる「ゆずり合い」の交通マナーの普及に努め、危険な運転行為の根絶を図ります。

(3)　交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア　交通安全運動の推進

市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため、関係機関等と連携し、効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の重点としては、高齢者及び子どもの交通事故防止、全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夜間や薄暮時における交通安全、自転車の安全利用等、交通情勢に即した事項を設定します。

また、運動の実施に当たっては、事前に趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

さらに、地域や職域の事故実態、市民のニーズ等を踏まえた効果的な

運動を実施するとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティア活動の活性化を図るなど、市民の主体的な参加に向けた気運の醸成に努めます。

イ　交通の安全に関する広報の推進

市民一人ひとりが交通安全に対する関心と意識を高めるため、市の広報紙やホームページ、広報車、各種啓発チラシ等の媒体を積極的に活用し、継続的で実効性の高い広報活動を展開します。

ウ　その他の普及啓発活動の推進

①　高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、他の年齢層に対して高齢者の特性への理解を促します。また、高齢者運転車両の事故予防のため、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）の普及を促進するとともに、同標識を取り付けた自動車に対する保護意識の向上に努めます。

②　薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主な原因である最高速度違反や飲酒運転等による事故実態と危険性を広く周知し、違反行為の防止を図ります。

また、高齢者をはじめとするすべての歩行者に対し、ドライバーから視認性の高い服装の着用や反射材用品の活用を促すとともに、自転車の前照灯の点灯徹底や側面等への反射材用品の取付けを促進し、夜間事故の防止に努めます。

③　自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗車中の交通事故や迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進します。

④　走行中のスマートフォン等の使用やカーナビゲーション装置等の注視（ながら運転）の危険性について、各種講習会や交通安全運動等の機会を捉え､具体的な事故事例等を紹介するなど周知徹底を図ります。

(4)　交通安全に関する民間団体等の主体的な活動の推進

地域において交通安全を目的とする民間団体の主体的な活動を促進するため、交通指導者の養成や各種行事への支援、必要な情報や資料の提供など、関係団体に対する支援活動を推進します。

(5) 市民の参加・協働の推進

交通安全は、市民の安全意識によって支えられていることから、市民自らが交通安全に関する意識を醸成することが重要です。

このため、関係機関等や市民との連携により、地域の実情に即した参加･協働型の活動を積極的に推進し、交通安全思想の普及を図ります。

3　事業用自動車の運転者教育の充実

事業用自動車の運転者には、一般の運転者よりも高い資質が求められることから、事業者に対して、より効果的な指導方法など運転者教育の更なる充実・強化に努めていただくよう、名寄地区安全運転管理者協会をはじめとする関係機関等との協力体制の充実を図ります。

また、事業所における交通事故を未然に防止するため、道路交通法に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質や安全意識の向上に向けた講習の充実に努めます。

4　交通の指導等の強化

名寄市交通安全指導員会をはじめとする関係機関等と連携し、歩行者及び自転車利用者の安全確保、ならびに事故多発路線等における交通事故防止に重点を置いた街頭指導等の交通指導を推進します。

また、地域で見守り活動に取り組む方々や交通安全教育指導員との協力体制の下、児童・生徒が安全・安心に登下校できるよう、交通指導の強化を図ります。

5　冬道における交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

積雪寒冷地である名寄市は、ほぼ半年間にわたって雪や氷による交通環境への影響を受けるため、冬道における交通安全の確保は極めて重要な課題です。

このため、冬季における交通事故の防止や歩行者等の安全確保など、各種対策を総合的に推進し、生活環境の維持・改善を図ります。

① 冬季における安全かつ円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、関係機関と連携して道路除排雪の充実に努めます。また、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所等に対しては、凍結防止剤や滑り止め砂の効果的な散布を行い、交通事故の未然防止を図ります。

② 歩道については、積雪による歩道幅員の減少や、路面凍結による転倒の危険性の増大といった冬季特有の障害に対応するため、関係機関と連携し、安全な歩行空間を確保するための除雪の充実に努めます。

(2) 冬季の安全運転等の普及

冬季は、路面状況や気象条件など、交通環境が他の季節とは大きく異なり悪条件が重なることから、冬道特有の危険性を踏まえた交通安全意識の醸成と、交通マナーの普及に向けた広報啓発を推進します。

6 踏切道の交通安全の確保

踏切事故は、直前横断や脱輪（落輪）のほか、冬期間に一時停止できずスリップして列車と衝突するケースが多い傾向にあります。

このため、踏切道における交通の安全と円滑化を確保するため、自動車の運転者や歩行者に対し、安全意識の向上を促すとともに、踏切事故防止に向けた広報啓発活動の充実を図ります。

また、鉄道事業者や道路管理者等の関係機関と連携し、踏切道周辺の適切な除排雪や路面標示の視認性確保など、安全な通行空間を維持するための環境整備に努めます。

7 救急・救助体制等の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関や消防機関等の関係機関との緊密な連携・協力体制を確保しつつ、救急・救助体制及び救急医療体制の整備と充実に努めます。

(1) 救急・救助体制の充実

高規格救急自動車や救急救命士の適切な配置を促進するとともに、救助隊員及び救急隊員の知識･技術の向上に向けた教育訓練の充実に努めます。

さらに、複雑多様化する交通事故に的確に対応するため、救助体制の継続的な整備・拡充を図ります。

(2) 救急関係機関との協力体制の確保等

負傷者の救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を行うため、救急医療機関や消防機関等の関係機関における緊密な連携･協力を強化するとともに、円滑な受入れ及び連絡体制の充実を図ります。

また、重篤な負傷者の救命率を向上させるため、ドクターヘリ等を活用した広域的な救急・搬送体制の確保に努めるとともに、事故発生時の迅速かつ的確な通報・指令体制の充実に努めます。

(3) 救命講習等の普及啓発活動の推進

交通事故現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による迅速な応急手当は、救命効果の大幅な向上が期待できます。

このため、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた応急手当の知識と技術を広く普及させるため、消防機関等が行う救命講習会の受講促進や、広報啓発活動を推進します。

8　交通事故被害者の支援の充実

(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策

交通事故被害者の救済対策において中核的な役割を果たしている自動車損害賠償責任保険（共済）について、期限切れや掛け忘れを防止するため、広報活動等を推進し、無保険（無共済）車両の排除に努めます。

(2) 交通事故被害者対策の充実・強化

市の広報紙等を積極的に活用し、北海道交通事故相談所が実施している無料電話相談や巡回相談活動を広く周知することで、被害者等に相談の機会を提供します。

あわせて、交通事故被害者やそのご家族の心情に配慮し、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

第 12 次　名寄市交通安全計画

令和９年●月